

社会福祉法人みよし福祉会評議員選任・  
解任委員の費用弁償及び報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定はみよし福祉会評議員選任・解任委員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 当福祉会の評議員選任・解任委員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、みよし福祉会旅費規程に準じ園長級相当とする。

(報酬)

第3条 評議員選任・解任委員が理事長の招集に応じ、評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席日数1日につき3,500円を支給する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。